

食品安全委員会第818回会合議事録

1. 日時 令和3年6月1日（火） 14:00～14:30

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・添加物1品目

フェロシアン化カリウム

(厚生労働省からの説明)

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・遺伝子組換え食品等「BML780 MDT06-221株を利用して生産された α -アミラーゼ」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「Morph TG#626株を利用して生産された α -グルコシダーゼ」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「JPAN003株を利用して生産されたグルコアミラーゼ」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「JPAN007株を利用して生産されたヘミセルラーゼ」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「JPTR003株を利用して生産されたムラミダーゼ」に係る食品健康影響評価について

(3) 食品安全モニターからの随時報告について（令和2年4月～令和3年3月分）

(4) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山本委員、吉田（緑）委員、香西委員、堀口委員、吉田（充）委員

(説明者)

厚生労働省 近澤食品基準審査課長

(事務局)

小川事務局長、鋤柄事務局次長、新総務課長、近藤評価第一課長、石岡評価第二課長、都築情報・勸告広報課長、蛭田評価情報分析官、藤田リスクコミュニケーション官、入江評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1 食品健康影響評価について〈フェロシアン化カリウム〉
- 資料 2 - 1 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈BML780 MDT06-221株を利用して生産された α -アミラーゼ〉
- 資料 2 - 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈Morph TG#626株を利用して生産された α -グルコシダーゼ〉
- 資料 2 - 3 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈JPAN003株を利用して生産されたグルコアミラーゼ〉
- 資料 2 - 4 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈JPAN007株を利用して生産されたヘミセルラーゼ〉
- 資料 2 - 5 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈JPTR003株を利用して生産されたムラミダーゼ〉
- 資料 3 食品安全モニターからの随時報告（概要）（令和2年4月～令和3年3月分）

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第818回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席でございます。

また、厚生労働省から近澤食品基準審査課長に御出席いただいております。

食品安全委員会は、原則として公開となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、本日は傍聴の方においでいただくずに開催することといたします。なお、本会合の様子については、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第818回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○新総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料は7点でございます。

資料1が「食品健康影響評価について」、資料2-1から2-5までがいずれも同じ資料名で「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料3が「食品安全モニターからの随時報告（概要）（令和2年4月～令和3年3月分）」の以上でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○新総務課長 事務局において確認いたしましたところ、本日の議事次第の(2)のBML780 MDT06-221株を利用して生産された α -アミラーゼ及びMorph TG#626株を利用して生産された α -グルコシダーゼにつきまして、吉田充委員から御親族が関わられているとしまして、令和3年6月1日付の確認書が提出されております。

また、それ以外につきましては、令和2年1月14日の委員会資料1の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の事務局からの報告を踏まえますと、吉田充委員は当該品目について、同委員会決定2の(1)に挙げる場合のうち、⑥の「その他調査審議等の中立公正を害するおそれがあると認められる場合」に該当すると認められます。そのため、吉田充委員は当該品目の調査審議に参加しないということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

また、それ以外の確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」でございます。

資料1にありますとおり、厚生労働大臣から5月26日付で添加物1品目について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の近澤食品基準審査課長から説明をお願いしたいと思います。

○近澤食品基準審査課長 食品基準審査課長です。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。資料1になります。

資料1ですが、フェロシアン化カリウムの食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価についてということになります。

1枚めくっていただきまして、フェロシアン化カリウムの概要が載っております。

使用基準改正の検討を開始するに当たりまして、食品安全委員会で御検討をお願いしたいというものでございます。

真ん中に行っていただきまして、「1. 今回の諮問の経緯」とありますけれども、本物質につきましては、日EUの経済連携協定に基づいて、国内で流通するぶどう酒での使用に向けた手続というのがございまして、指定等の要請者から使用基準改正の要請を受理したものでございます。

真ん中辺り「2. 評価依頼物質の概要」とありますけれども、フェロシアン化カリウムということになります。構造式等がありますけれども、真ん中に鉄がありまして、シアンが6つついているという錯体のようなものでございます。

用途ですが、製造用剤、清澄剤ということになります。にごりの原因となる鉄を除くというのが主な目的でございます。

次の成分概要のところに書いてありますけれども、不溶性のフェロシアン化鉄を形成して、沈殿を生ずることによって鉄を除くというのが作用でございます。

日本における使用状況でございますが、2002年に添加物として指定され、食塩にのみ使用が認められております。

一番下になりますけれども、今回の使用基準（案）でございます。既に食塩にはありますけれども、下から4行目「また」以降になります。フェロシアン化カリウムは、無水フェロシアン化カリウムとして、ぶどう酒にあってはその1 Lにつき0.001 gを超えて残存しないように使用しなければならない。すなわち1 ppmということになります。

めくっていただきまして、国際機関、海外での使用状況ということになります。一番最初にJECFAがございまして、こちらは1974年という古い評価でございます。

2つ目にEFSAがございまして、こちらは2018年の評価になりますけれども、フェロシアン化物グループのADIを求めておりまして、フェロシアン化物イオンとして0.03 mg/kg 体重/日という評価になっております。

次に行きますが、国際規格はCodexがあります。

それから、使用状況でございますが、EUでは、フェロシアン化カリウムで処理した後、ワインには微量の鉄が含まれていなければならないと定められておりまして、フェロシアン化物としての規定そのものはないという状況です。

それから、米国でございますが、こちらはGRASになっておりまして、1 ppmを超えないことと定められております。

こちらのフェロシアン化カリウムの食品健康影響評価をどうぞよろしく願いいたします。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、本件については、ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループにおいて審議することといたします。

近澤課長、ありがとうございます。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」でございます。

まず、遺伝子組換え食品等2品目、BML780 MDT06-221株を利用して生産された α -アミラーゼ及びMorph TG#626株を利用して生産された α -グルコシダーゼについてでございます。

本件については、冒頭に申し上げましたとおり、吉田充委員は調査審議に参加いたしません。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 それでは、お手元の資料2-1及び2-2に基づきまして、御説明いたします。

最初に、資料2-1、BML780 MDT06-221株を利用して生産された α -アミラーゼでございます。

評価書の3ページを御覧ください。審議の経緯でございます。昨年11月の食品安全委員会におきまして要請事項説明がなされ、12月の専門調査会において審議いただき、本年3月の食品安全委員会におきまして専門調査会での審議結果を報告しております。その後、4月22日まで国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

5ページの評価対象添加物の概要を御覧ください。本添加物は、*Bacillus licheniformis* BRA7株を宿主といたしまして、*Geobacillus stearothermophilus* C599株由来の改変 α -アミラーゼ遺伝子を導入して作製しましたBML780 MDT06-221株を利用して生産されたものでございます。

本添加物は、デンプンの α -1,4-グルコシド結合を加水分解する酵素でございまして、パン製造における品質保持を目的として使用されるものでございます。

食品健康影響評価結果でございますが、13ページでございます。本添加物につきましては、ここに記載の安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断をしております。

意見・情報の募集結果につきましては、評価書の最後に参考として添付をしております。期間中に1件の御意見がございました。

どんな目的であっても、遺伝子組換え品には反対です。遺伝子組換え品については、中期的な影響はまだまだ判断できないはずです。社内資料を評価に用いるべきではない。一旦全ての遺伝子組換え品の流入を停止していただきたいというようなものでございます。

これに対する専門調査会の回答でございますが、食品安全委員会は、リスク管理を行う行政機関から独立して科学的知見に基づき中立公正に食品健康影響評価を行っていること。この食品健康影響評価は、その時点において到達している水準の科学的知見に基づいて行っていること。

食品健康影響評価は、申請者の提出した資料を基に行っておりますが、資料の内容が不足していると判断された場合には、追加試験等のデータを含め、必要な追加資料の提出を求めていること。今回の添加物につきましては、ここに記載の安全性評価基準に基づき評価を行った結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断したこと。

遺伝子組換え食品等の使用に関する御意見は、リスク管理に関するものと考えられることから、厚生労働省へお伝えすることとしております。

今回、1件の意見・情報が寄せられましたが、本件につきましては、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

続きまして、資料2-2、Morph TG#626株を利用して生産された α -グルコシダーゼでございます。

評価書の3ページを御覧ください。審議の経緯でございます。昨年2月の食品安全委員会におきまして要請事項説明がなされまして、同月及び本年1月の専門調査会において審議いただき、本年4月の食品安全委員会におきまして専門調査会での審議結果を報告しております。その後、5月6日まで国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

5ページの評価対象添加物の概要を御覧ください。本添加物は、*Trichoderma reesei* RL-P37株を宿主といたしまして、*Aspergillus niger* AGME 9株由来の α -グルコシダーゼ遺伝子を導入して作製されましたMorph TG#626株を利用して生産されたものでございます。本添加物は、 α -グルコシド結合の加水分解でございますとか、糖転移反応を触媒する酵素でございます。

食品健康影響評価結果は13ページでございます。本添加物につきましては、ここに記載の安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断をしております。

意見・情報の募集結果につきましては、評価書の最後に参考として添付をしております。

期間中に3件の御意見をいただいております。内容につきましては、さきに御説明した品目と同様の意見でございましたので、これに対する回答も同様のものとさせていただきます。

以上3件の意見・情報が寄せられましたが、本件につきましては、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

特によろしゅうございますか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちBML780 MDT06-221株を利用して生産された α -アミラーゼ及びMorph TG#626株を利用して生産された α -グルコシダーゼについては、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断したということによろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ここで、吉田充委員に調査審議にお戻りいただきたいと思っております。

次に、遺伝子組換え食品等3品目、JPAN003株を利用して生産されたグルコアミラーゼ、JPAN007株を利用して生産されたヘミセルラーゼ及びJPTR003株を利用して生産されたムラミダーゼについてでございます。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○蛭田評価情報分析官 それでは、お手元の資料2-3から2-5までに基づきまして説明をいたします。

最初に、資料2-3、JPAN003株を利用して生産されたグルコアミラーゼでございます。

評価書の3ページを御覧ください。審議の経緯でございます。昨年5月の食品安全委員会におきまして要請事項説明がなされ、7月の専門調査会において御審議いただき、本年3月の食品安全委員会におきまして専門調査会での審議結果を報告しております。その後、4月29日まで、国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

5 ページを御覧ください。評価対象添加物の概要でございます。本添加物でございますが、*Aspergillus niger* B0-1株を宿主といたしまして、*Penicillium oxalicum* LCT23株由来のグルコアミラーゼ遺伝子を導入して作製されましたJPAN003株を利用して生産されたものでございます。本添加物は、アミロース等の多糖類の α -1, 4-D-グルコシド結合を加水分解する酵素でございます。デンプン糖製造において糖化効率の向上を目的として使用されるものでございます。

食品健康影響評価結果でございますが、14ページを御覧ください。本添加物につきましては、ここに記載の安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しております。

意見・情報の募集結果につきましては、評価書の最後に参考として添付しております。期間中に2件の御意見をいただいております。

内容につきましては、さきに御説明した α -アミラーゼ等と同様の御意見でございますので、これに対する回答も同様のものとさせていただきます。

以上2件の意見・情報が寄せられましたが、本件につきましては、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

続きまして、資料2-4、JPAN007株を利用して生産されたヘミセルラーゼでございます。

評価書の3ページを御覧ください。審議の経緯でございます。ただ今御説明をいたしましたグルコアミラーゼと同様でございますので、割愛をさせていただきます。

5 ページを御覧ください。評価対象添加物の概要でございます。本添加物は、*Aspergillus niger* B0-1株を宿主といたしまして、*Talaromyces leycettanus* CBS 398.68株由来のヘミセルラーゼ遺伝子を導入して作製されたJPAN007株を利用して生産されたものでございます。本添加物は、マンナン β -1, 4-D-マンノシド結合を加水分解する酵素でございます。インスタントコーヒー製造における生産性の向上等を目的として使用されるものでございます。

食品健康影響評価は14ページでございます。本添加物につきましては、ここに記載の安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断をしております。

意見・情報の募集結果につきましては、評価書の最後に参考として添付をしております。期間中に4件の御意見をいただいております。

内容につきましては、さきに御説明した品目と同様の御意見でございますので、これに対する回答も同様のものとさせていただきます。

以上、4件の意見・情報が寄せられましたが、本件につきましては、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

最後になります。資料2-5、JPTR003株を利用して生産されたムラミダーゼでございます。

評価書の1ページを御覧ください。審議の経緯でございます。昨年5月の食品安全委員

会において要請事項説明がなされ、本年2月の専門調査会において御審議いただき、本年4月の食品安全委員会におきまして専門調査会での審議結果を報告しております。その後、5月6日まで国民からの意見・情報の募集を行っていたものでございます。

3ページを御覧ください。評価対象飼料添加物の概要でございます。

本飼料添加物は、*Trichoderma reesei* GM6a株を宿主といたしまして、*Acremonium alcalophilum* CBS114.92株由来のムラミダーゼ遺伝子を導入して作製されたJPTR003株を利用して生産されたものでございます。

本飼料添加物は、鶏の消化管内に滞留している細菌由来ペプチドグリカンを分解しまして、他の栄養素の吸収促進による鶏の増体性を向上する目的で使用するものでございます。

食品健康影響評価結果は4ページにございます。最後のパラグラフにございますが、本飼料添加物につきましては、ここに記載されております安全性評価の考え方に基づき審議した結果、改めて安全性評価基準に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を接種した家畜に由来する畜産物について、安全上の問題はないと判断をしたものでございます。

意見・情報の募集結果につきましては、評価書の最後に参考として添付をしております。期間中に3件の御意見をいただいております。

1件目の御意見の内容につきましては、さきに御説明した品目と同様でございますので、これに対する回答も同様のものとさせていただきます。

2件目及び3件目でございますが、遺伝子組換えの原料を使用している場合は明記することを義務化する。有機農業をさらに進めてほしい。ゲノム編集の食品も表示の義務化をお願いしたい。有機農法をもっと推奨してくださいというものでございます。

これにつきましては、食品表示に関する御意見はリスク管理に関するものと考えられることから消費者庁に、有機農業の推進に関する御意見は農林水産省に、それぞれお伝えしますとしております。

以上3件の意見・情報が寄せられましたが、本件につきましても、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、本件については遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちJPAN003株を利用して生産されたグルコアミラーゼ及びJPAN007株を利用して生産されたヘミセルラーゼについては、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」（平成16年3月25日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断した。

JPTR003株を利用して生産されたムラミダーゼについては、「遺伝子組換え飼料及び飼料添

加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき審議した結果、改めて遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を接種した家畜に由来する畜産物について、安全上の問題はないと判断したということによろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（3）食品安全モニターからの随時報告について（令和2年4月～令和3年3月分）

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「食品安全モニターからの随時報告について（令和2年4月～令和3年3月分）」でございます。

事務局から報告をお願いいたします。

○都築情報・勧告広報課長 それでは、お手元の資料3に基づきまして御報告申し上げます。食品安全モニターからの随時報告の概要です。令和2年4月から令和3年3月分でございます。

食品安全委員会では、食品安全モニターから日頃の生活の中で気がついた食品安全に関する課題や問題点について随時報告を受けております。集計期間中における提案・報告件数は合計16件ございました。分野別の内訳は下の表のとおりでございます。今年の特徴といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、テイクアウト食品に関するものが3件ございました。

裏面に参りまして、主な提案・報告の内容、それから、食品安全委員会の対応について御報告させていただきます。

テイクアウト食品に関する提案が3件ございました。これらにつきましては、いずれも食中毒予防、注意喚起をしっかりとすべきであるということございまして、関係府省と共有をさせていただきました。これらについては、厚生労働省、農林水産省、消費者庁ともに、消費者向けに食中毒予防に関する注意喚起を行っているということございまして。食品安全委員会といたしましても、ホームページ、Facebook等で新型コロナウイルス感染症に関連する注意喚起の情報提供、それから、食中毒予防についても夏場を中心に6件のFacebookを掲載するなど注意喚起を行ったところでございます。

それから、熟成魚の生食に関する安全性について注意喚起、報告がございました。これにつきましては、魚を長期間保存することによって熟成させるというような食べ方なのですけれども、ヒスタミン中毒などの心配があるという報告かと思えます。ヒスタミンの中

毒につきましては、関係府省とも共有いたしました。厚生労働省、消費者庁、水産庁もヒスタミン中毒に関する注意喚起を行っているということでございます。食品安全委員会といたしましても、Facebook等でヒスタミン中毒に関する注意喚起等の情報提供をしたところでございます。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今報告いただいた内容あるいは記載事項について、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

特にございませんか。

(4) その他

○佐藤委員長 ほかに議事はありませんか。

○新総務課長 特にございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、来週、6月8日火曜日14時から開催を予定しております。

また、2日水曜日14時から「企画等専門調査会」が、Web会議システムを利用して開催される予定となっております。

以上をもちまして、第818回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。